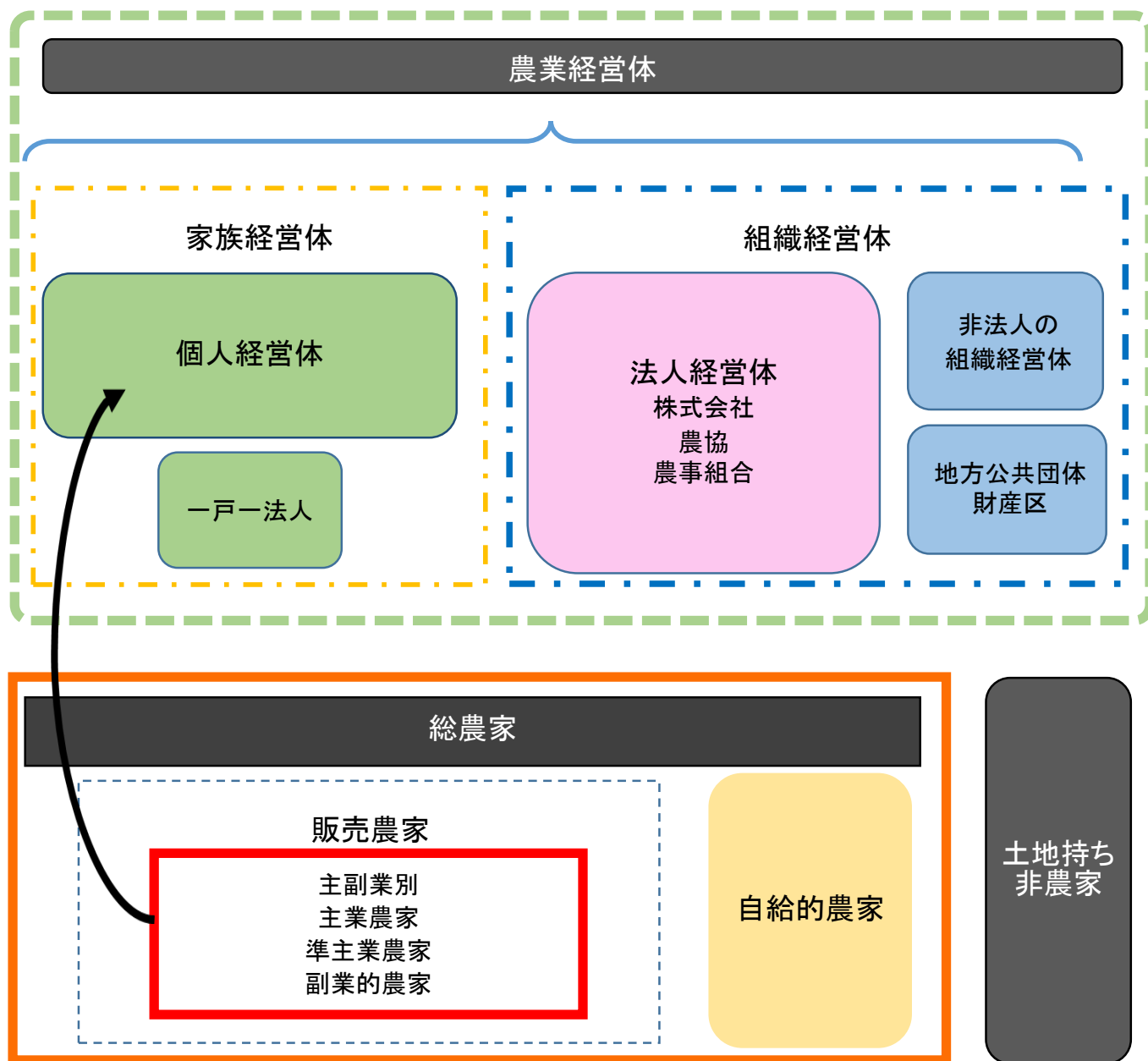


「農業経営体」と「農家」の概念図



【農業経営体】

次のいずれかに該当する事業を行う者。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積15a ② 施設野菜栽培面積350㎡
 - ③ 果樹栽培面積10a ④ 露地花き栽培面積10a
 - ⑤ 施設花き栽培面積250㎡ ⑥ 搾乳牛飼養頭数1頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数1頭 ⑧ 豚飼養頭数15頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数150羽 ⑩ ブロイラー年間出荷羽数1,000羽
 - ⑪ その他調査期日前1年間における農産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

【農家】

経営耕地面積が10a以上又は経営耕地面積が10a未満であっても過去1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

【販売農家】

経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家。

【自給的農家】

経営耕地面積が30a未満で、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家。

【土地持ち非農家】

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯。